

奈良県告示第百三十七号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第六条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙売りさばき場所の変更を承認した。

令和元年六月七日

奈良県知事 荒井正吾

売りさばき場所を変更した 指定売りさばき人の名称	変更前の売りさばき場所	変更後の売りさばき場所
株式会社南都銀行	東京都中央区京橋一丁目 一二番五号 株式会社南 都銀行東京支店	東京都中央区日本橋二丁 目一三番一二号 株式会 社南都銀行東京営業部